解説

⑧ 法人税を国へ、消費税を地方へ、という税源交換

偏在度の小さい地方消費税を充実し、偏在度の大きい地方法人二税を国に移すこと。併せて、交付税の原資税目・交付税率を調整すること。

※財政難のため白黒両面コピーとさせてい ただいております。

カラー版(PDF版)を岩手県ホームページに掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

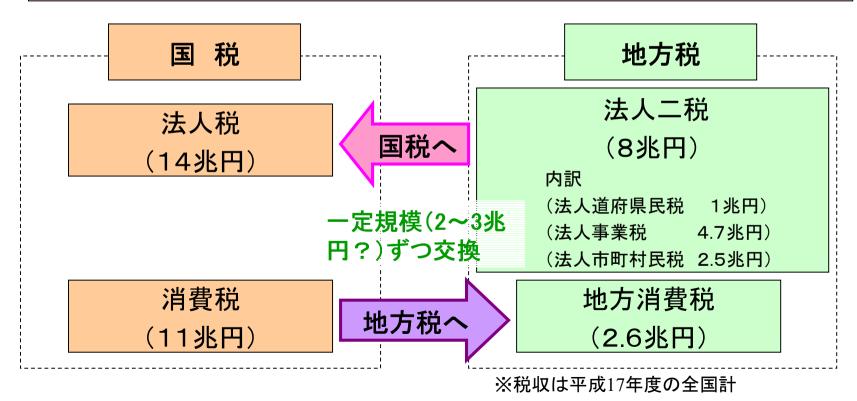
(ダウンロード、印刷配付などご自由にご 利用ください。)

http://www.pref.iwate.jp/syoku/

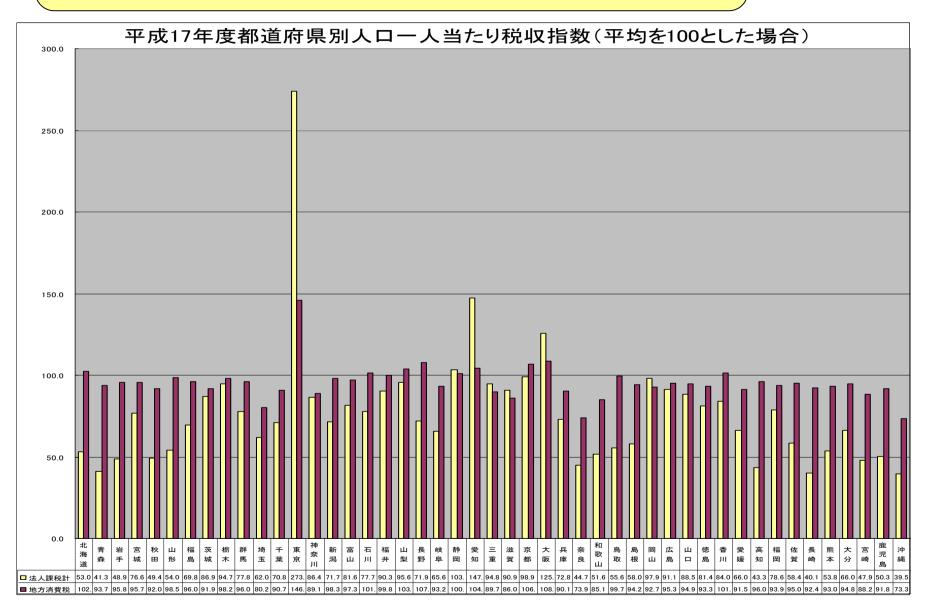
⑧ 法人税を国へ、消費税を地方へ、という税源交換

地方税財源の充実確保と偏在是正の一方策として、地方法人課税を国へ、消費税を地方へという意見も出されているところです。(全国知事会など)

偏在度の小さい地方消費税を充実し、偏在度の大きい地方法人課税 を国に移すとともに、併せて、地方交付税の原資税目及び交付税率を調整するということです。



参考: 地方法人課税と地方消費税の偏在度の比較



国と地方の税源交換 (案)

- 特長
- ① 国も、地方も、納税者も、「損得なし」!
- ② 地方の税源偏在が是正される!
- ③ 自治の本旨(地方税原則)を壊さない!
- 〇 偏在度の小さい地方消費税を充実し、偏在度の大きい地方法人二税を国に移す方法
 - ▶ 地方税

▶ 国税

⇒ 地方消費税を増税

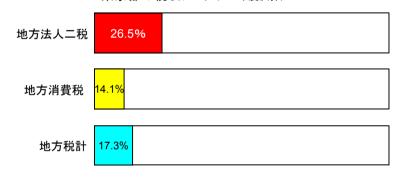
消費税を減税

法

地方法人二税を減税法人税を増税

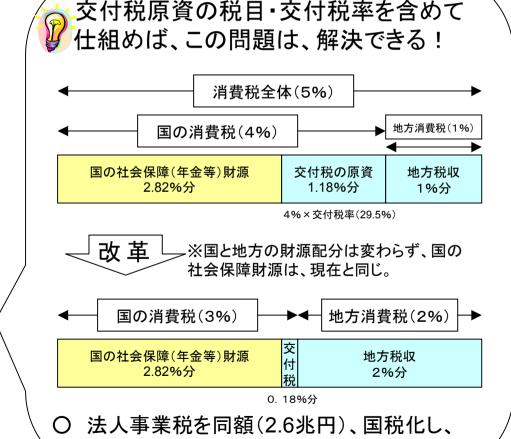
同規模で実施

東京都の税収シェア(H17年度決算)



[この案への批判] (代表的なもの)

○ 消費税は交付税分を除き、予算で「福祉 目的化」されており、社会保障や少子化対 策の財源として極めて重要な税であるため、 減らすことはできない。



その国税の増加分を交付税の原資に追加

_ 3